

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	山形県鶴岡市

鶴岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山形県鶴岡市農林水産部農政課
所在地 山形県鶴岡市馬場町 9 番 2 5 号
電話番号 0235-35-1297
F A X 番号 0235-25-8763
メールアドレス nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山形県鶴岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

(単位：千円、ha)

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		金額	面積
ハシボソガラス ハシブトガラス	水稻	278	0.29
	メロン	2,765	0.60
	果樹	933	0.35
	豆類	50	1.30
	野菜、その他	348	0.37
	小計	4,374	2.91
カルガモ	水稻	47	0.04
	小計	47	0.04
ニホンザル	水稻	1,525	1.20
	果樹	2,197	1.72
	豆類	303	0.38
	野菜、その他	5,223	2.00
小計	9,248	5.30	
ツキノワグマ	果樹	564	0.68
	野菜	103	0.10
	小計	667	0.78
ハクビシン	果樹	614	0.43
	野菜	249	0.41
	小計	863	0.84
イノシシ	水稻、蕎麦	1,104	3.42
	野菜	869	1.20
	小計	1,973	4.62
ニホンジカ		0	0.0

※カラス、カルガモ、ハクビシンについては被害の減少傾向が認められるため、令和3年度の状況を現状値とした。

※ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシについては、被害状況の変動が大きいため、現状値は平成29年度～令和3年度の5ヶ年のうち、最大、最小値を除く3ヶ年の平均値とした。

※ニホンジカについては、被害面積、金額ともに0を継続とした。

(2) 被害の傾向

①ハシボソガラス・ハシブトガラス

農作物被害は、有害捕獲の継続や、防鳥ネット、テグスを張る等農家個々の対策により被害金額、面積ともに減少傾向となっている。

被害金額としては、メロン、果樹、被害面積は豆類が大きくなっている。

②カルガモ

被害を受けている農作物は水稻のみで、田植え後の抜き取りや踏み倒し等の被害が発生している。被害は減少傾向となっている。

③ニホンザル

農作物被害は、有害捕獲の継続や、電気柵設置農地の増加、猟友会・地域住民による追払い活動の推進により被害金額、面積ともに減少傾向にあるが、被害は、中山間地域を中心に、市全域で発生しており、本市では被害額が最も大きい獣種となっている。被害作物は野菜、水稻、果樹の被害が大きい。

年度により被害規模は大きく変動しているが、これは自然環境が供給する木の実など餌の量に年度ごとのばらつきがあるためと推察される。

④ツキノワグマ

農作物の被害は減少傾向にあるが、果樹を中心に被害が発生している。山の木の実等の豊凶が、人里へのクマの出没や被害の増減に影響する傾向がある。

また、中山間地域のみならず、郊外地や市街地周辺の民家や保育園、小・中学校周辺への出没も確認されていることから、人的被害の発生が懸念される。

⑤ハクビシン

農作物被害は減少傾向にある。このほか、住宅等への侵入による、生活環境被害の拡大が懸念される。

⑥イノシシ

近年、生息範囲の拡大が認められ、農作物被害は増加傾向にある。その他、畦畔や農道の掘り起しなどの被害も確認されている。繁殖能力の高さや雑食性などの習慣から、今後も生息数の増加と、生息範囲の拡大が予想され、豚熱の感染拡大や人的被害の発生が懸念されている。

⑦ニホンジカ

農作物被害は報告されていないが、近年では、市街地周辺にも出没し、交通事故や住民への被害が懸念されている。目撃情報も増加している状況にあり、今後農作物被害の発生のみならず森林への被害拡大が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標 ※目標値は現状値の10%軽減としている。

○ハシボソガラス・ハシブトガラス

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)
被害面積	2.91 h a	2.61 h a
被害金額	4,374 千円	3,935 千円

○カルガモ

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)
被害面積	0.04 h a	0.03 h a
被害金額	47 千円	42 千円

○ニホンザル

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)
被害面積	5.30 h a	4.76 h a
被害金額	9,248 千円	8,312 千円

○ツキノワグマ

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)
被害面積	0.78 h a	0.70 h a
被害金額	667 千円	599 千円

○ハクビシン

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)
被害面積	0.84 h a	0.74 h a
被害金額	863 千円	776 千円

○イノシシ

指 標	現状値	目標値 (令和7年度)
被害面積	4.62 h a	4.15 h a
被害金額	1,973 千円	1,775 千円

○ニホンジカ

指 標	現状値	目標値（令和7年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0 千円	0 千円

※カラス、カルガモ、ハクビシンについては被害の減少傾向が認められるため、令和3年度の状況を現状値とした。

※ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシについては、被害状況の変動が大きい
ため、現状値は平成29年度～令和3年度の5ヶ年のうち、最大、最小値を除く3ヶ年の平均値とした。

※ニホンジカについては、被害面積、金額ともに0を継続とした。

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①鳥獣保護法に基づく有害捕獲の実施 ②捕獲用の箱わな、くくりわなの導入 ③センサーカメラを活用した加害獣の特定	①捕獲の実施主体となる猟友会員、実施隊員の高齢化に伴い、緊急捕獲活動等の技術継承や、担い手の確保 ②わなの見回りが負担となっている ③センサーカメラから得られた情報を適切な被害対策へ反映させる
防護柵の設置等に関する取組	①撃退花火によるサルの追払い ②集落単位の地域住民による追払い活動支援 ③電気柵、防鳥ネット、防鳥糸(テグス等)、侵入防止柵の設置 ④接近警戒システムの設置 ⑤センサーカメラを活用した加害獣の特定	①、②鳥獣の追払いは、個々の対応ではなく、地域ぐるみ等、組織での取組の継続が必要 ③加害鳥獣に対応した被害対策の選定並びに正しい設置と維持管理が必要 ④接近警戒システムは、高齢化、過疎化する集落の追払い体制の整備と継続的な発信機の装着 ⑤センサーカメラから得られた情報を適切な被害対策へ反映させる
生息環境管理その他の取組	①各種鳥獣被害対策公開講座、出前研修会の開催による被害対策の普及、啓発	①受講人数の拡大 ②研修内容を実践につなげる

（5）今後の取組方針

- ①農業協同組合、猟友会、地域住民の代表、学識経験者、行政機関等の関係者で構成する「鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会」において、被害防止に向けた効果的な対策を協議するとともに、有効な手段等についての情報交換を行う。
- ②同協議会において実施する、加害性の高いサルの群れへの発信機の装着、行動

<p>域調査、個体数調査と連携した効果的な捕獲・追払い活動を実施する。</p> <p>③「鶴岡市ニホンザル有害捕獲実施計画」に基づき、有害捕獲を実施する。 GPS発信機の情報を活用し、加害群の捕獲や、被害農地の対策につなげる。</p> <p>④「山形県ツキノワグマ管理計画」に定める方針に基づき、有害捕獲を実施する。</p> <p>⑤「山形県イノシシ管理計画」に定める方針に基づき、有害捕獲を実施する。</p> <p>⑥「山形県ニホンジカ管理計画」に定める方針に基づき、有害捕獲を実施する。</p> <p>⑦市街地周辺における捕獲では、麻酔銃や電気止めさし器等の使用により、安全な捕獲に努める。</p> <p>⑧ICT等最新技術を活用し、捕獲作業等の労力の軽減を図る。</p> <p>⑨誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、公開講座や出前研修会等を通して啓発活動を行い、除去を推進する。</p> <p>⑩農地周辺の藪等の除去、緩衝地帯や耕作放棄地、森林の間伐や下刈り等の適正管理により、鳥獣が近づきにくい集落環境づくりを推進する。</p> <p>⑪電気柵、防鳥ネット、侵入防止柵等の設置や、集落単位の地域住民が自ら行う被害対策（追払い隊の結成等）の実施を推進するための支援を継続する。</p> <p>⑫狩猟免許取得経費の支援を継続し、猟友会の活性化や会員数の増加、実施隊員の増加が図られるよう支援を行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>山形県猟友会 鶴岡支部</p> <p>山形県猟友会 温海支部</p>	<p>地域住民からの要請に基づき、有害鳥獣の捕獲、追払い活動を行う。</p> <p>鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会からの要請に基づき、カラス・ニホンザル・イノシシ・ニホンジカの捕獲、追払い活動を行う。</p>
<p>鶴岡市鳥獣被害対策実施隊</p>	<p>有害捕獲及び個体数調整に伴うツキノワグマの捕獲並びにニホンザル・イノシシ・ニホンジカの有害捕獲、追払い活動を行う。なお、対象鳥獣捕獲員については、山形県猟友会鶴岡支部、温海支部の会員の中から任命する。</p> <p>対象鳥獣の捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員がツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの大型獣を捕獲する場合には、ライフル銃の所持が必要である。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年	対象鳥獣	取組内容
5	ハシボソガラス ハシブトガラス カルガモ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲活動の実施。 ・わなを活用した捕獲活動の実施。 ・カラス被害多発地域での箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ハクビシンについては、農業者、民間の駆除業者などからも協力を得て捕獲を実施する。 ・狩猟免許取得経費の助成を行い、鳥獣を捕獲する担い手の確保を図る。
6	同上	同上
7	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	カラス、カルガモは、近年の有害鳥獣捕獲許可実績を基に設定する。 カラスの箱わなによる捕獲数については、市街地周辺の生息状況調査や西郷砂丘地区等の農作物被害状況を考慮に入れて検討し設定する。
②	ニホンザルは、山形県ニホンザル管理計画に基づく鶴岡市ニホンザル有害捕獲事業実施計画において設定する。
③	ツキノワグマは山形県ツキノワグマ管理計画に基づき適切に捕獲を行う。
④	イノシシ、ニホンジカについては、山形県イノシシ管理計画、山形県ニホンジカ管理計画に基づき適切に捕獲を行う。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。
⑤	ハクビシンについては、正確な生息数の把握は困難であるが市全域で被害が発生している。山形県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、農業者による農作物被害防止のための有害捕獲が促進されることから、被害の軽減目標を達成できるよう積極的に捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ハシボソガラス ハシブトガラス	1,500羽	1,500羽	1,500羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽

ニホンザル	鶴岡市ニホンザル有害捕獲実施計画に基づき適切に捕獲を行う	同左	同左
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に基づき適切に捕獲を行う	同左	同左
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>①ハシボソガラス・ハシブトガラス 銃器による捕獲のほか、特に被害の多い西郷地域においては、メロン等の栽培時期に合わせて、銃器による追払いや箱わなによる捕獲を実施する。また、生活環境被害防止のため、市街地等において箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>②カルガモ 田植え後の抜き取りや踏み倒し等の被害が発生する5月～6月にかけて銃器による加害個体の捕獲を実施する。</p> <p>③ニホンザル 鶴岡市ニホンザル有害捕獲事業実施計画に基づき、年間を通し市内全域において銃器や箱わなにより有害捕獲を実施する。箱わなで捕獲した一部のニホンザルについては、生息域調査及び接近警戒システムの活用のため、発信機を取り付け放獣する。</p> <p>④ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数調整のため、4月～5月中旬頃までは、周囲の見通しが利き安全確保が図られる場合に限り、銃器による春季捕獲を行う。また、人的被害や農作物被害が発生した場合、箱わなにより捕獲を行う。</p> <p>⑤ハクビシン 農作物の生育状況や被害状況に応じ、わなにより加害個体の捕獲を実施する。</p> <p>⑥イノシシ 山形県イノシシ管理計画に基づき、年間を通し市内全域において銃器、箱わな、</p>

くくりわなによる有害捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。

⑦ニホンジカ

山形県ニホンジカ管理計画に基づき、年間を通し市内全域において銃器、箱わなによる有害捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は散弾銃に比べて、弾道距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動する大型獣の捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。また、鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃を用いて捕獲を実施する場合、見通しが利き、山などのバックストップがある場所での捕獲が望ましいことから、年間を通し、市内全域において周囲への安全対策などに十分考慮して捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	電気柵 15,000m (県事業)	電気柵 15,000m (県事業)	電気柵 15,000m (県事業)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	設置、維持管理研修会の開催 猟友会員、地域住民によるサル追払い活動の実施	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ハシボソガラス ハシブトガラス カルガモ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	<p>①農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。</p> <p>②サルに発信機を取り付け、接近警戒システムの運用を図るとともに、撃退花火を活用した追払い活動を実施する。また、GPS 発信機を用いた行動域調査を実施し、集落における環境整備や効率的な捕獲活動につなげる。</p> <p>③電気柵、防鳥ネット、侵入防止柵等の設置に対する助成、集落単位の地域住民が自ら行う被害対策（追払い隊の結成等）に対する助成を実施する。</p> <p>④誘引要因となる柿等の放任果樹の伐採・除去の取組みについて支援する。</p> <p>⑤誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を推進する。</p> <p>⑥ツキノワグマやイノシシ等、人的被害の発生が懸念される獣種については、出没や被害状況等の情報発信を行い、住民への周知を図る。</p>
6	同上	同上
7	同上	同上

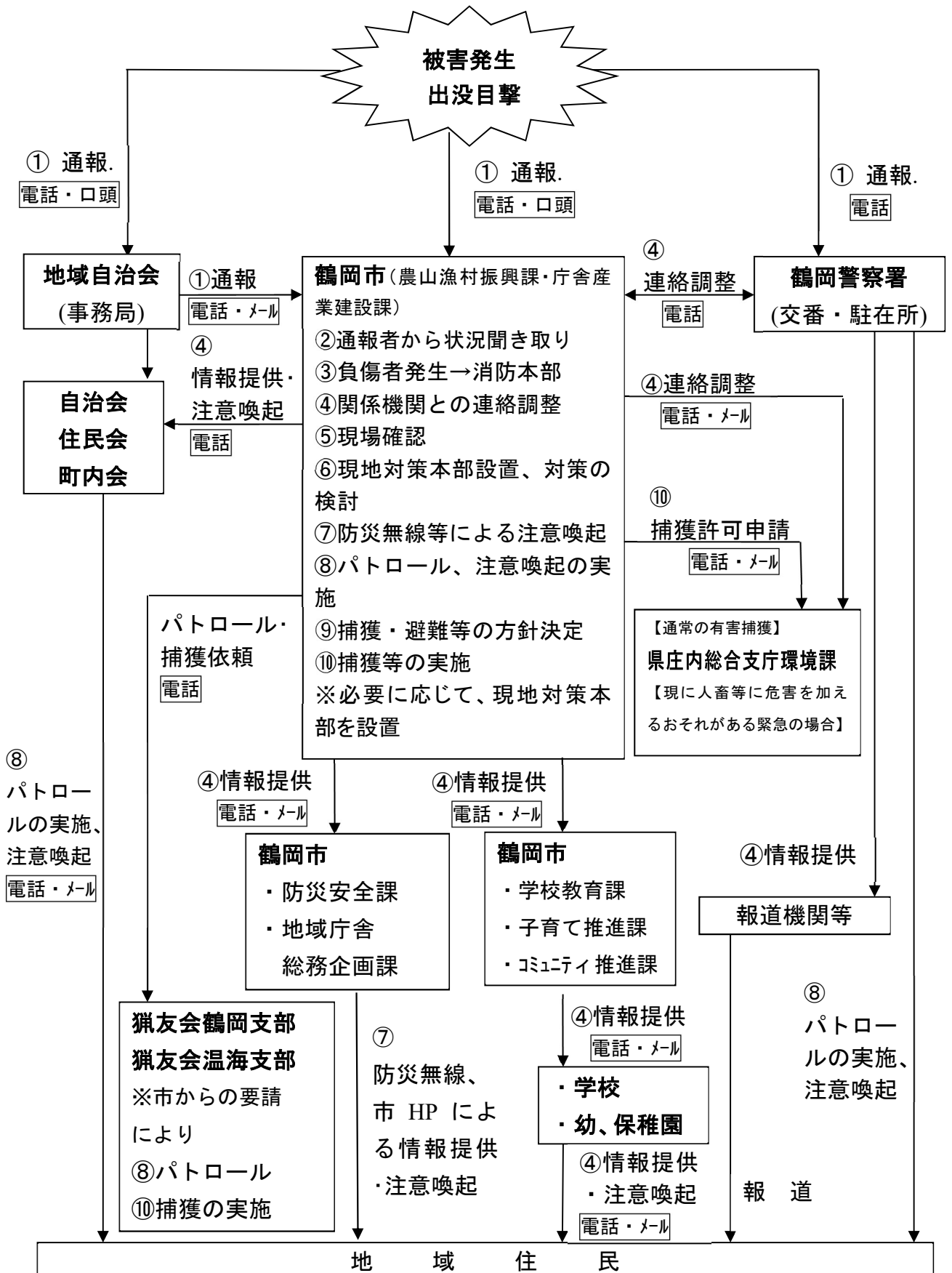
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鶴岡警察署	(緊急時)避難誘導、交通規制、住民の安否確認等 (平常時)被害情報の収集・提供、住民への注意喚起
山形県猟友会鶴岡支部 山形県猟友会温海支部	(緊急時)現場における被害状況調査、追払い、捕獲等 (平常時)被害対策の検討・捕獲等の助言や実施
地域自治会	(緊急時)避難誘導、住民の安否確認等 (平常時)被害情報の収集・提供、注意喚起
山形県庄内総合支庁	(緊急時)関係機関との連絡・調整、緊急捕獲の支援等 (平常時)被害対策の指導等

鶴岡市	(緊急時) 対策本部の設置、有害捕獲申請・許可、住民の安否確認、注意喚起、情報提供、避難指示等 (平常時) 被害情報の収集・調査、被害対策の検討、関係機関との連絡調整、住民への注意喚起等
-----	--

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

1. ハシボソガラス、ハシブトガラス：焼却、埋設処理
2. カルガモ：自家消費、焼却、埋設処理
3. ニホンザル：埋設処理
4. ツキノワグマ：自家消費、埋設処理
5. ハクビシン：焼却、埋設処理
6. イノシシ：自家消費、埋設処理
7. ニホンジカ：自家消費、埋設処理

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣の食肉への利活用については、捕獲頭数の推移や、伝染病への対応等、先進地の事例を参考にしながら今後研究していく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
鶴岡市農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
庄内たがわ農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
山形県猟友会鶴岡支部	被害対策の調査、検討、実施
山形県猟友会温海支部	被害対策の調査、検討、実施
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施

学識経験者	被害対策アドバイス等
技術指導者(山形県庄内総合支庁農業技術普及課)	被害対策アドバイス等
山形県庄内総合支庁	被害対策アドバイス等
鶴岡市	連絡調整等、協議会の総括

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鶴岡警察署	住民の安全確保

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鶴岡市鳥獣被害防止対策実施隊の設置（平成26年10月1日設立） 実施隊員は、市職員及び山形県猟友会鶴岡支部会員・温海支部会員より選出する。 民間隊員は、市の特別職の非常勤職員として委嘱する。 ※241名 令和4年10月1日現在 活動内容 鳥獣の捕獲及び追払いに関すること 農地、山間部等の巡回に関すること 農作物の被害状況、鳥獣の出没等の調査に関すること その他被害防止施策の実施に関すること</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>各地域による現行の捕獲体制を継続し、各有害鳥獣の捕獲及びニホンザルの追払い活動の組織化・体制強化を図る。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町や関係機関と連携を図っていく。 射撃場施設の利用を促進し、野生鳥獣の被害対策に欠かすことのできない実施隊員の捕獲技術の向上を図る。 有害捕獲に際しては、野生鳥獣の保護管理を図ることに配慮する。</p>
--